

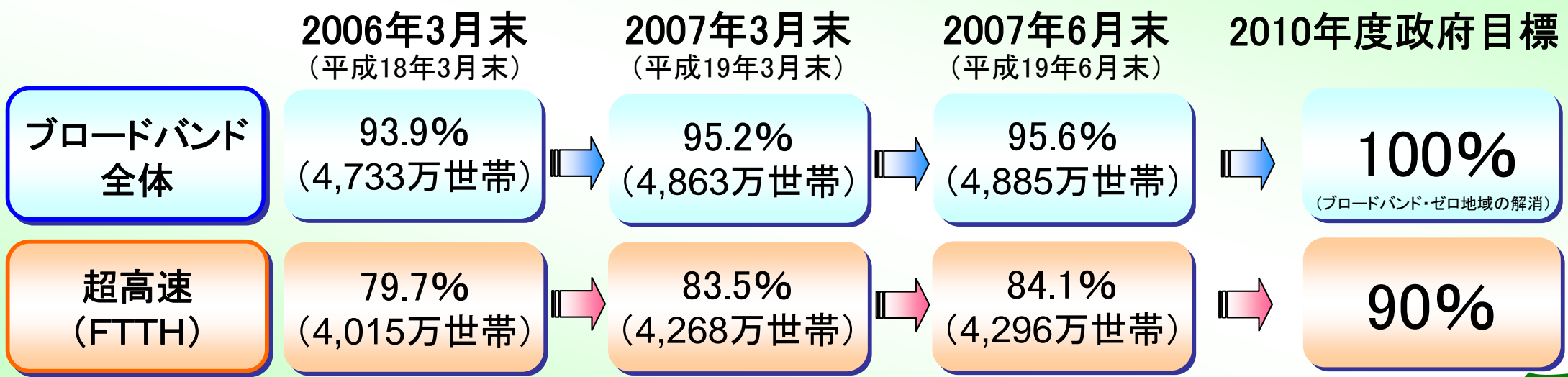
# ブロードバンドの全国整備に向けた 取組について

平成19年10月2日

総務省

総合通信基盤局

## ブロードバンドの整備状況（サービスエリアの世帯カバー率推計）



## 次世代ブロードバンド戦略2010（平成18年8月 総務省）

### 整備目標

- 2010年度までに、①ブロードバンド・ゼロ地域を解消する。  
②超高速ブロードバンドの世帯カバー率を90%以上とする。

### 整備の在り方

#### 1 ブロードバンド整備における原則

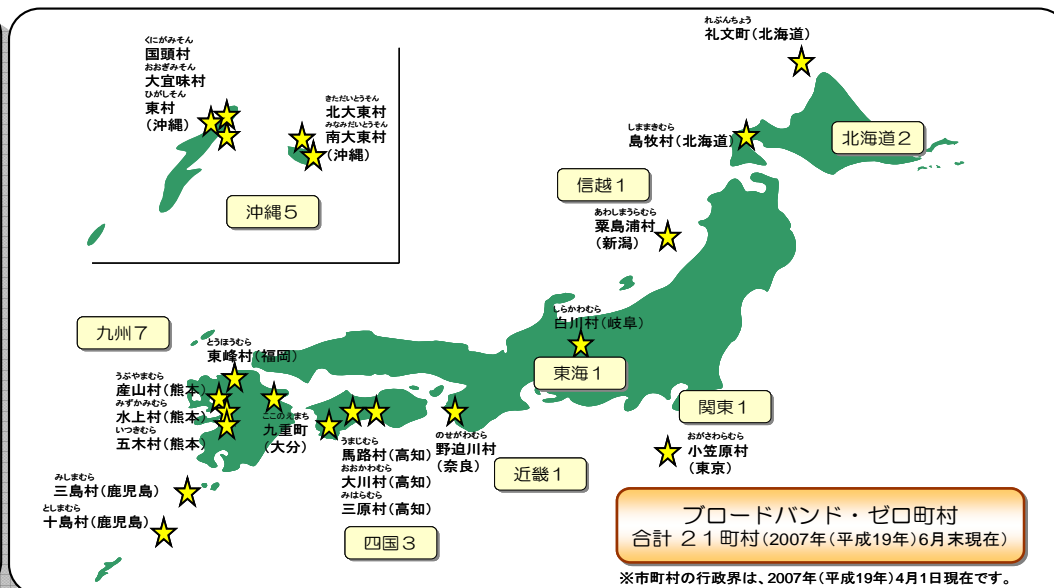
民間主導原則と国による公正競争の確保・投資インセンティブの付与、技術中立性の確保

#### 2 条件不利地域等投資効率の悪い地域における整備

- 関係者の連携と推進体制の構築によるロードマップに沿った整備
- 地域のニーズ等に応じた多様な技術が利用できる環境の整備
- 自治体光ファイバ網の開放等による効率的な整備の推進

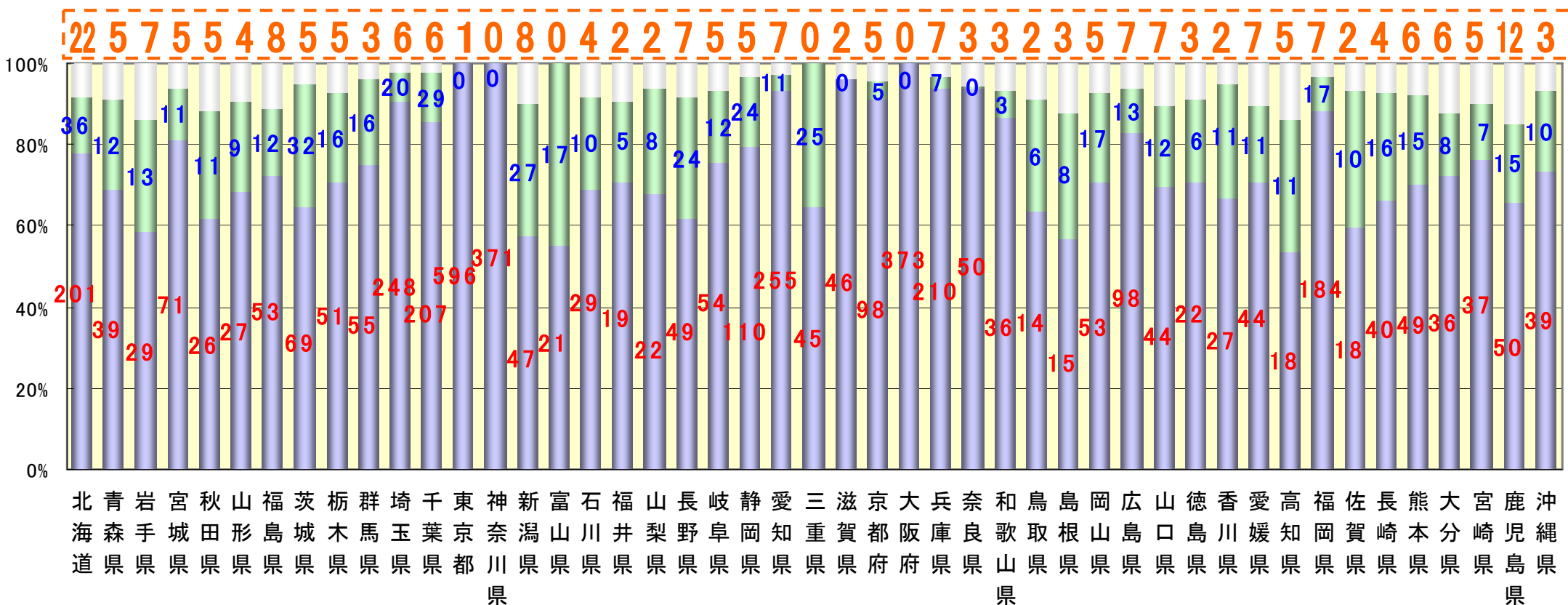
#### 3 積極的な需要喚起・利活用の促進

## ブロードバンド・ゼロ町村（ゼロ町村の分布）



## サービスエリアの世帯カバー率に基づく推計

○ **ブロードバンド利用可能世帯数** 4,885万世帯（96%）  
 ○ **ブロードバンド・ゼロ地域（空白部分）** 226万世帯（4%）



注 事業者情報、国勢調査データ等に基づき推計。  
 なお、ADSLについては、サービスの提供地域内であっても、収容局からの距離が4kmを超える世帯については信号の減衰が大きく実用に適しないことから、「未提供」に含めてある。

- FTTHサービス(光ファイバ)が提供されている地域
- FTTHサービスは未提供だが、ADSL、ケーブルインターネット等の何らかのブロードバンドサービスが提供されている地域
- ブロードバンド・ゼロ地域

\* 表中の数字の単位は万世帯

## 官民連携によるブロードバンド全国整備の促進

### ○官民連携による整備方策の充実

- ・ブロードバンド整備に関する都道府県単位のロードマップの作成
- ・整備マニュアル・活用事例集の作成

## 電気通信事業者・地方公共団体への支援策

### ○電気通信事業者に対する支援

- ・電気通信基盤充実臨時措置法に係る利子助成等の実施

### ○地方公共団体に対する支援

- ・地域情報通信基盤整備推進交付金
- ・ブロードバンド・ゼロ地域解消事業(地方財政措置)の創設

## 次世代ブロードバンド基盤技術の研究開発・導入促進

### ○次世代ブロードバンド基盤技術の研究開発・導入促進

- ・有線系・無線系技術の組み合わせによる技術検証(実証実験)

- 「次世代ブロードバンド戦略2010」を踏まえ、(財)全国地域情報化推進協会の地方公共団体・事業者・学識経験者等からなる情報通信インフラ委員会(委員長:齋藤忠夫 東京大学名誉教授)において、2010年度までのブロードバンド全国整備に向けた都道府県ロードマップ、ブロードバンド整備マニュアル及びブロードバンド整備・利活用事例集(Ver1.0)を取りまとめた。
- 本年度は、都道府県ロードマップ、整備マニュアル及び利活用事例集の改訂(Ver2.0)を行う予定。
- また、同委員会のブロードバンド全国整備促進ワーキング・グループの場において、ブロードバンド整備に取り組む都道府県等によるプレゼンテーションを実施し、情報交換・情報共有を行う。

## (財)全国地域情報化推進協会による取りまとめ・公表物

Ver1.0  
(18年度)

① ブロードバンド全国整備に向けた都道府県ロードマップ

フォーマットの見直し・改善

② ブロードバンド整備マニュアル

・整備コストモデルの検討  
・新技術導入への対応 等

③ ブロードバンド整備・利活用事例集

拡充内容の検討

Ver2.0  
(19年度)

## 都道府県ロードマップ(Ver1.0)の作成(2007年3月)

- ◆ 2010年度までの都道府県のブロードバンド整備方針について、(財)全国地域情報化推進協会において都道府県・事業者・総務省総合通信局等の関係者の協働により、年度ごとに具体的な取組をフローチャートにまとめ、年度ごとの目標数値を工程表に掲げたロードマップを作成した。
- ◆ この都道府県ロードマップによると、5県を除く都道府県が2010年度までに100%を目標としている。
- ◆ 本年度、都道府県ロードマップの改訂を行う予定。

(例)

和歌山県ブロードバンド下層整備ロードマップ

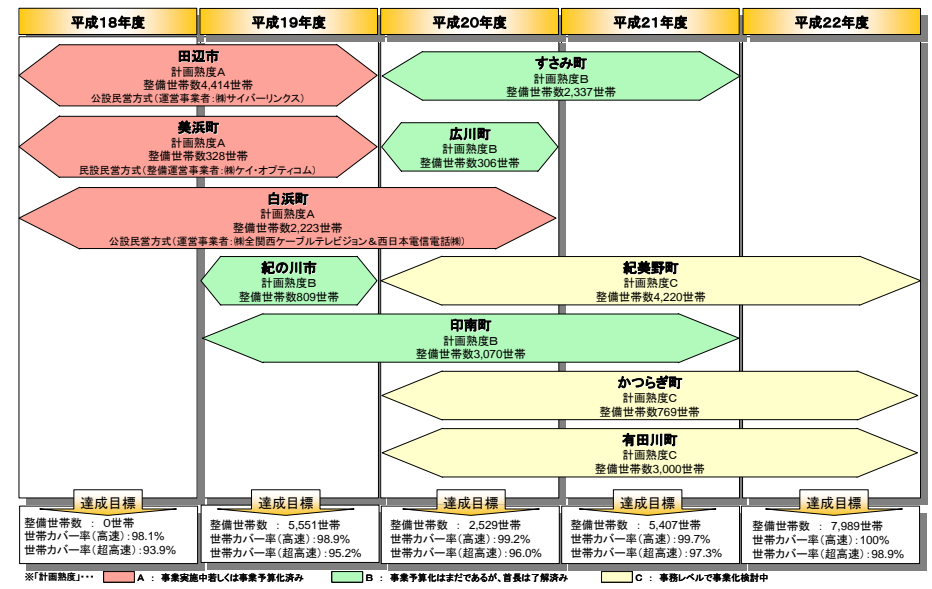
### 2010年度へ向けたブロードバンド整備の目標【工程表】

	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)
<b>ブロードバンド</b>					
世帯カバー率					
高速 (ADSL以上)	98.1% (37.4万世帯)	98.1% (37.4万世帯)	98.9% (37.7万世帯)	99.2% (37.8万世帯)	99.7% (38.0万世帯) <b>100% (38.1万世帯)</b>
超高速 (HFC・FTTH)	93.9% (35.8万世帯)	93.9% (35.8万世帯)	95.2% (36.3万世帯)	96.0% (36.6万世帯)	97.3% (37.1万世帯) <b>98.9% (37.7万世帯)※</b>
<b>未整備地域</b>					
ゼロ市町村					
ゼロ地域 (世帯数)	6,738世帯	6,738世帯	3,815世帯	2,687世帯	684世帯 <b>解消!</b>

※残り1.1% (0.4万世帯)については、民間事業者の自主進出が期待出来るため、行政による支援は行わない。  
なお、自主進出の時期については未定であるため、本工程表には反映させていない。

世帯数は平成12年国勢調査の値

### 整備目標の実現に向けた具体的な取組【フローチャート】



※「計画熟度」… A: 事業実施中若しくは事業予算化済み B: 事業予算化はまだまだであるが、首長は了解済み C: 事務レベルで事業化検討中

## 1. 基盤法による支援措置： 民間事業者に対する投資インセンティブの付与

### 低利融資

- ・ 光ファイバ、ADSL等のブロードバンド基盤整備のための投資に係る資金需要に対する低利融資(日本政策投資銀行)
  - ・ 金利:高度デジタル特利

### 利子助成

- ・ 上記低利融資に係る利子につき、情報通信研究機構から事業者に対する助成金交付(下限金利につき、過疎地等優遇あり)
  - ・ 助成幅:最大2.0%
  - ・ 助成後下限金利:一般地域 2.0%  
条件不利地域 1.6%\*
- \*:財投金利が1.6%を下回る場合は財投金利を適用

### 税制優遇措置

#### 法人税の特別償却(国税)

- ・ 光ファイバ(最終配線盤まで)、端末系光端局装置(SLT)
- ・ DSL多重化装置(小規模DSLAM)

#### 固定資産税の課税標準の圧縮(地方税)

- ・ 光ファイバ(配線盤まで(条件不利地域のみ配線盤から最終配線盤まで))等
- ・ DSL、FWA、衛星 等

### 債務保証

- ・ 光ファイバ、ADSL等のブロードバンド整備時の資金借入についての情報通信研究機構による債務保証

## 2. 交付金、補助金等の交付： 地方公共団体に対する支援

### 交付金

(平成19年度予算:57.0億円)

- 地域情報通信基盤整備推進交付金
  - ・ 地域の特性に応じた情報通信基盤を整備し、情報格差の解消を行う地方自治体等に対し、有線・無線を問わない幅広い支援対象による補助を実施

### 補助金

(平成19年度予算:35.5億円)

- 地域イントラネット基盤施設整備事業
  - ・ 地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るために学校、図書館、公民館、市役所等を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備を支援

### 地方財政措置

- ブロードバンド・ゼロ地域解消事業
  - ・ ブロードバンドを整備する民間事業者に対し、市町村が整備費用の一部を補助する場合、当該補助部分について特別交付税措置並びに過疎対策事業債及び辺地対策事業債充当が可能
- 地方単独事業による整備
  - ・ 地方単独事業としてブロードバンドを整備する場合、地域活性化事業債、過疎対策事業債等の起債が可能

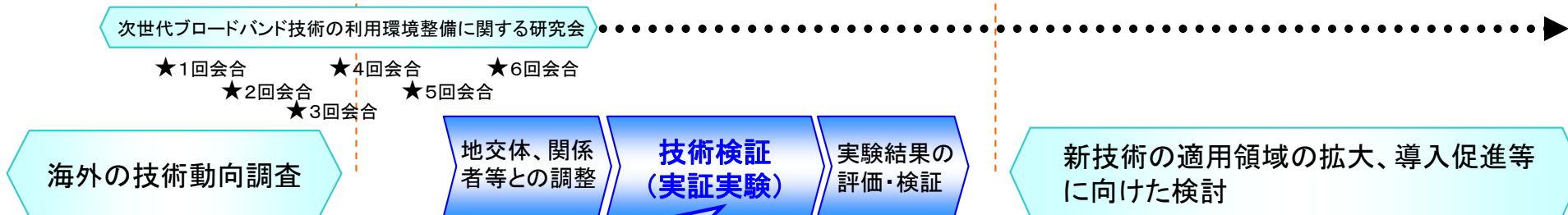
## 次世代双方向ブロードバンドに係る新技術の適用領域の拡大に向けた調査研究（平成18～20年度）

ブロードバンドの全国整備に向けて、次世代ブロードバンドに係る各種技術の研究開発・実用化動向を調査し、我が国において開発されたブロードバンド新技術の技術検証を行い、有線系・無線系の組み合わせ等によるシステム構築モデル・導入コストなどの検証。

<平成18年度>

<平成19年度>

<平成20年度>



### 1 実施目的

ブロードバンドの全国整備に向けて、いわゆる“Japanプレミアム技術”である次世代ブロードバンド技術の普及を促進するため、有線系・無線系の複数の技術を組み合わせたシステムにより実証実験を実施し、システム構築モデルや導入コスト等、諸課題の抽出を行う。

### 2 実施期間

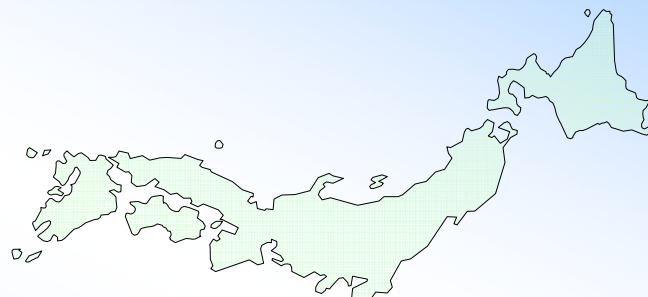
平成19年10月下旬～12月頃

### 3 実施候補地域

愛媛県新居浜市、大分県由布市

### 4 実験内容

- (1) 有線系・無線系技術を組み合わせた場合の相互接続性の評価・検証
- (2) 気象条件、地理的条件に対する影響の評価
- (3) 既存技術の組合せによる実証評価及び次のステップの新技術の検討実験





## 電気通信事業者に対する支援

### 税制優遇措置の拡充・延長（税制改正要望）

- ・広帯域加入者網普及促進税制の拡充・延長
- ・次世代ブロードバンド基盤整備促進税制の延長

## 地方公共団体に対する支援

### 地域情報通信基盤整備促進交付金の拡充（予算要求）

- ・予算額の増額（平成19年度：57.0億円 → 平成20年度：103.0億円）
- ・特に条件の悪い自治体に対する交付率の嵩上げ（1/3 → 1/2）

### 地域イントラネット基盤施設整備事業の拡充（予算要求）

- ・予算額の増額（平成19年度：35.5億円 → 平成20年度：43.0億円）
- ・離島に対する補助率の嵩上げ（1/3 → 2/3）

## 推進方法

・電気通信事業者による取組の強化

・関係者によるブロードバンド整備計画策定の促進

・電気通信事業者への支援強化  
・地方公共団体への支援拡充

・ブロードバンド・ゼロ地域の適切な把握

・ブロードバンド整備が著しく困難な地域に対する対応

・新技術の活用  
・他メディアとの連携

・ブロードバンドの必要性・重要性についての認識向上

## 検討項目（例）

★電気通信事業者による情報提供の強化  
★需要喚起の促進  
★地方公共団体が所有する光ファイバの開放促進

★都道府県単位のロードマップの見直し・改善  
★都道府県の積極的な取組の促進

★所要の支援策の改善  
★制度の在り方

★全国ブロードバンド・マッピングシステムの改修

★新たな支援スキームの検討  
★衛星インターネット・サービスの活用

★地域WiMAXの活用  
★携帯電話や地上デジタル放送との連携

★地方公共団体、住民に対する啓発活動

関係者が連携して推進

電気通信事業者の取組

総務省の取組

地方公共団体の取組

デジタル・ディバイド解消戦略会議

## 1 固定系地域バンドの目的

- 地域の特性、ニーズに応じたブロードバンドサービスを提供することによるデジタル・ディバイドの解消、地域の公共サービスの向上等当該地域の公共の福祉の増進に寄与すること

## 2 割当可能な周波数

- 2575～2595MHzの周波数のうちの10MHz

## 3 対象とする技術方式

- WiMAX

## 4 申請者の要件

- 電気通信事業者（ただし、全国バンドの認定事業者を除く）

## 5 免許の単位

- 原則として、一の市区町村の区域内

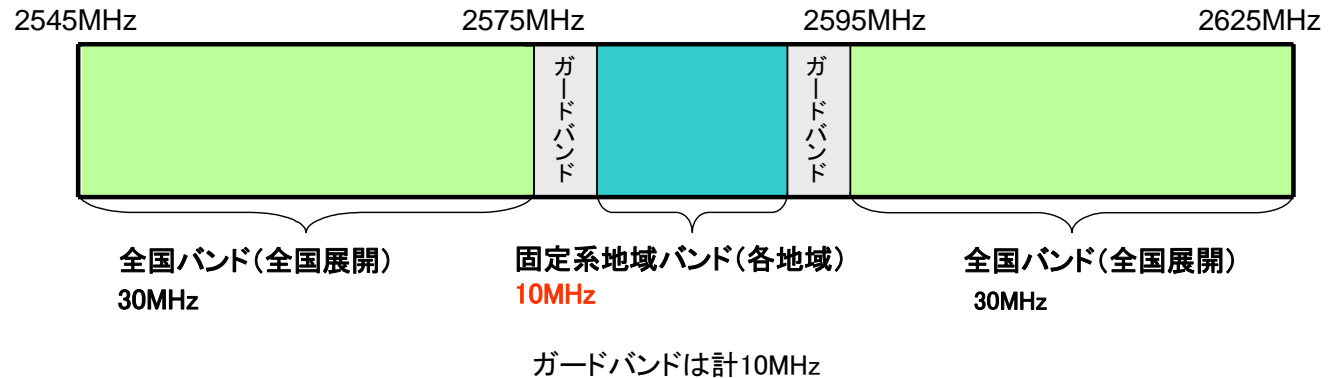
※ ただし、固定系地域バンドの目的に反しない限り、複数の市区町村の区域内（原則として、一の都道府県の範囲内）

## 6 申請の際の調整

- 隣接する周波数を使用する全国バンドの認定事業者との間で、干渉の回避に関し、調整が必要
- 同じ周波数を使用する隣接地域の免許人または申請者との間で、干渉の回避に関し、調整が必要

## 7 比較審査

- 一定期間公募を行い、同一の区域で複数の申請があった場合は比較審査を行い、固定系地域バンドの目的により合致するものを免許（年明け以降に各地域において申請受付を開始予定）
- 審査に当たっては関係地方公共団体（市区町村及び都道府県）の意見を参考にする



“地域の特性、ニーズに応じたブロードバンドサービスを提供することにより、デジタル・ディバイドの解消、地域の公共サービスの向上等当該地域の公共の福祉の増進に寄与”【免許方針から】

地域型サービス  
《地方都市部》

地域が抱える課題の解決のために活用

地域型サービス  
《条件不利地域》

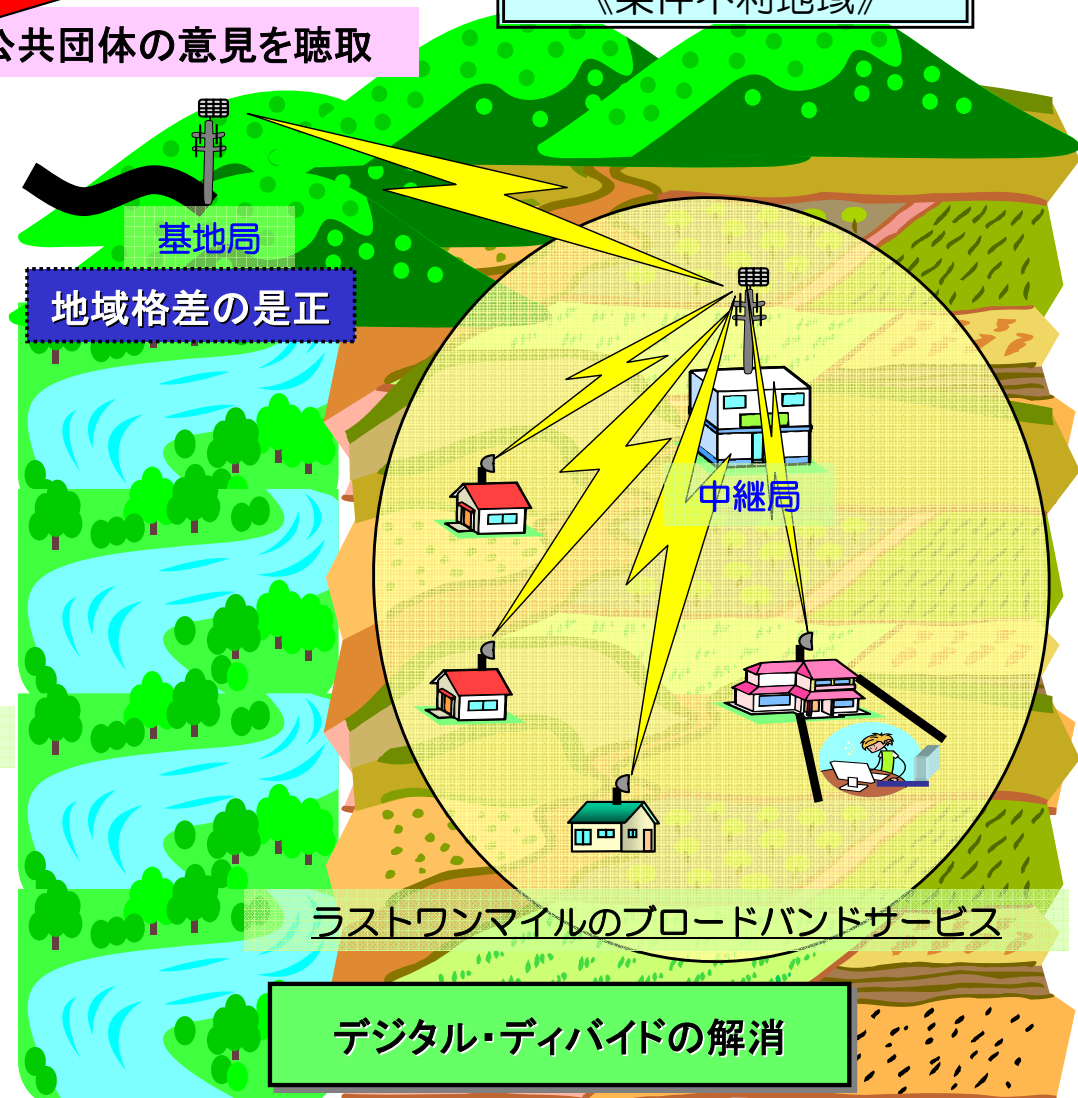
免許の際に関係地方公共団体の意見を聴取

地域のユビキタス環境の整備



地域の公共サービスの向上等

地域格差の是正



ラストワンマイルのブロードバンドサービス

デジタル・ディバイドの解消